

京都市上下水道局告示第31号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成29年 9月22日

京都市公営企業管理者  
上下水道局長 山添 洋司

1 廃止届出業者名等

京都市南区壬生通八条下る東寺町542番地  
有限会社 東寺水道工業所  
代表取締役 西川 和枝

2 廃止年月日

平成29年 8月26日

(上下水道局水道部給水課)